

静岡県

第3次権限移譲推進計画

平成15年10月29日

目 次

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	計画実施の期間	2
4	過去の計画の実施結果	2
5	計画実現のためのプログラム	2
6	計画内容の拡充及び修正のためのプログラム	3
7	計画実現に伴う市町村への支援	4
8	権限移譲に係る制度的支障と改正の必要性	4
別表 - 1	第3次権限移譲推進計画都市区分別移譲事務数	5
別表 - 2	第3次権限移譲推進計画移譲事務一覧	6
<参考>	県において当面継続していく主な事務	4 4

1 趣旨

現在、地方分権社会実現のための構造改革が進む中、「平成の大合併」による市町村の行財政基盤の強化が急速に進行している。平成 17 年 4 月までに県下 73 の市町村数は合併により半減が見込まれる一方で、広域化した合併後の市町村には、行政ニーズの多様化、少子高齢化、効率的な行財政運営等の新たな課題を処理する、高度な自治能力の発揮が期待されている。

また、合併により 70 万人都市となった静岡市が、本県初の政令指定都市移行に向けて準備を進めており、今後の合併の状況によっては、近い将来、本県に複数の政令指定都市が誕生することも現実味を帯びてきた。

これまで県は、平成 9 年度に静岡県第 1 次権限移譲推進計画を、平成 12 年度に静岡県第 2 次権限移譲推進計画を策定し、県のもつ権限を段階的に市町村へ移譲してきた。しかし地方分権社会への急速な移行、市町村合併が進む今日の状況下においては、これまでを上回る規模での権限の移譲が必要となっている。

こうした状況をふまえ、市町村が地域行政の中心として権限を的確に行使しつつ、自己決定・自己責任のもと、独自性豊かな地方自治を展開できる社会の実現を目指し、静岡県第 3 次権限移譲推進計画を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 役割分担の明確化

市町村が、行政サービスを総合的に担い、住民に身近な課題は市町村で完結できるよう環境を整備する必要がある。このため、広域的な業務は県が、住民に身近な業務は市町村が行うとする役割分担の下、県の業務を積極的に市町村に移譲していく。特に、新たに政令指定都市に移行する市へ対しては、まちづくりの基本に係る事務を中心に、積極的な権限の移譲を進める。

(2) 市町村の規模等に応じた移譲

移譲を行う場合には、市町村の規模等に応じ、移譲する業務の内容や移譲に際しての支援の方法を明らかにするなど、市町村が積極的に業務を受け入れられるよう支援を強化する。

(3) 市町村合併と本計画の適用

本計画施行後に市町村合併が行われた場合、当該合併の前年度から当該合併関係市町村と協議を行い、原則として当該合併と同時に本計画を適用して該当権限を当該合併市町村へ移譲するものとする。

(4) 計画記載外の権限の移譲

計画内容以外にも、市町村から権限移譲の要望がある場合は積極的に応じ、豊かな行政能力を持つ自治体の実現に向けて支援を進め、地方分権のさらなる推進に努める。

3 計画実施の期間

平成 16 年度から平成 18 年度までの概ね 3 か年

4 過去の計画の実施結果

区分	年 度	法令数	事務数	備 考
第 1 次	平成 10 年度	1 0	3 5	
	平成 11 年度	1 9	1 0 5	
	平成 12 年度	8	1 6	
	合 計	3 7	1 5 6	
第 2 次	平成 13 年度	3 4	1 7 7	
	平成 14 年度	9	1 0 3	
	平成 15 年度	2 3	1 8 9	9 月末現在
	合 計	5 9	4 6 9	

5 計画実現のためのプログラム

本計画の内容を確実に実現し、又はその内容をさらに充実したものとするため、本計画施行期間の各年度において以下の取組みを行う。

(1) 権限移譲の手法

ア 個別法に規定される任意の移譲（法令任意移譲）

個別法令により規定される移譲が可能とされる権限について、任意の移譲を行う。

イ 静岡県事務処理の特例に関する条例による移譲（県独自移譲）

地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づく、静岡県事務処理の特例に関する条例及び同条例の施行のための規則により、県独自の移譲を行なう。

(2) 権限移譲のプロセス

ア 市町村に向けて

- ・ 毎翌年度の新規移譲事務についての、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項による協議
- ・ 新たに市町村が移譲を希望する事務権限に関する調査

イ 県庁内において

- ・ 毎翌年度の移譲予定事務の具体的な範囲の確定（関係法令等の条項の確認、事務処理特例条例改正案、同条例の施行のための規則改正案の作成）
- ・ 新たに市町村が移譲を希望する事務権限に関する調査
- ・ 移譲事務に係る財源措置として、静岡県権限移譲事務交付金の予算要求及び当該予算の措置

(3) 移譲事務の概要

【全体】

区分	年度	法令数	事務数
第3次	平成16年度	12	81
	平成17年度	50	749
	平成18年度	26	288
	合計	88	1,118

【うち政令指定都市】

区分	年度	法令数	事務数
第3次	平成16年度	7(0)	21(0)
	平成17年度	44(12)	682(263)
	平成18年度	10(0)	100(0)
	合計	61(12)	803(263)

(注1) 法令数の合計は、森林法、農地法の年度間のダブルカウントを整理。

(注2) ()は法令任意移譲で内数。

(注3) 事務の内容は、別添一覧表のとおり。

(注4) 静岡市が平成17年度に政令指定都市へ移行した場合を想定。

6 計画内容の拡充及び修正のためのプログラム

本計画の施行後も、国において法令改正による新たな権限移譲の推進が予想され、また、本県独自のさらなる権限移譲拡大も見込まれる。県はこれらの動向を勘案して毎年度移譲事務の内容を見直し、移譲の時期及び対象市町村についての検討を加え、必要に応じて本計画の拡充及び修正を行うものとする。

- (1) 本計画の拡充及び修正のための基本作業
 - ・法令改正による新規移譲事務に関する早期の情報収集
 - ・新たに移譲を希望する事務権限に関する県庁内及び市町村における各種の調査
- (2) 本計画の拡充及び修正の基本的方向
 - ・本計画に記載した事務権限以外の新たな事務権限の移譲
 - ・既に移譲した事務権限に係る対象市町村の拡大

7 計画実現に伴う市町村への支援

市町村への権限移譲は、その事務処理につき市町村において一定の経費負担を伴う。県は、各年度における新規移譲事務に係る適正な事務の引継ぎ及び関係市町村職員の研修実施に努めるとともに、市町村の円滑な移譲事務の執行を支援していくものとする。具体的には、以下のとおり。

(1) 移譲事務処理に係る財源措置

移譲事務に要する経費については、地方財政法の趣旨にかんがみ、財源的保障のもと、権限移譲事務交付金の交付により適正に関係市町村が業務を執行できるように努める。

(2) 移譲事務処理に係る人的支援

移譲の前後の年度において、当該事務処理に関し、市町村からの要望に応じ、人事交流及び技術職員派遣などの人的支援に努める。

8 権限移譲に係る制度的制約と改正の必要性

都道府県の事務事業の中には、政令指定都市での施行が可能であるにもかかわらず、法令上事務事業の責務を負う主体が都道府県に限定されているなど、制度上の制約があり、事務処理の特例条例による権限移譲の障害になっているものがある。

また、政令指定都市が自主的に当該事業を施行しても、国庫補助の対象とならないものもある。

さらに、まちづくり関連の法令をはじめとして、国により随時、政令指定都市等大都市への権限移譲が進められているが、都市の自主決定権拡充の見地から、法改正によるさらなる権限移譲の推進や新たな財政負担の増加に対応するための税財源の移譲が求められている。

このため、移譲が制度上困難な事務については、理由を付して整理し、制度改正要望項目として国に対しさまざまな方法で提示していく。

(1) 法令による事務事業主体者の限定の緩和

ア 砂防、地すべり防止事業(施設の工事、管理を都道府県知事の責務と規定する条項の改正又は削除)など。

イ 農業改良普及事業(「国と都道府県が協同して行う」普及事業の枠組を政令指定都市まで拡大すること)など。

(2) 国庫補助対象の限定の緩和

保安林目的達成のための治山事業(国庫補助対象を都道府県事業から政令指定都市施行事業まで拡大すること)など。

(3) 政令指定都市へのさらなる権限移譲

政令指定都市へのさらなる権限移譲の推進及び新たな財政負担の増加に対応するための税財源の移譲など。

別表 - 1 第3次権限移譲推進計画都市区分別移譲事務数

部局区分		新規移譲 事務数 合計	都市区分別新規移譲事務数					
			政令指定 都市	中核市	特例市	その他 一部の 市町村	全市	全市町村
総務部	法令数	2	2(2)					
	事務数	17	17(17)					
生活・文化部	法令数	1	1					
	事務数	27	27					
環境森林部	法令数	13	9	6	8			4
	事務数	194	106	44	129			35
健康福祉部	法令数	17	13(5)	7	9		2	6
	事務数	75	59(16)	32	29		8	17
商工労働部	法令数	6	4	6	4	1	2	
	事務数	48	38	48	39	2	10	
農業水産部	法令数	20	20	2	2	2		1
	事務数	209	202	8	15	12		3
土木部	法令数	5	5(5)					
	事務数	230	230(230)					
都市住宅部	法令数	22	5	2	6	16	3	3
	事務数	315	121	15	47	127	33	34
教育委員会	法令数	2	2	1	1			1
	事務数	3	3	1	1			1
計	法令数	88	61(12)	24	30	19	7	15
	事務数	1,118	803(263)	148	260	141	51	90

* 政令指定都市への移譲事務のうち()は法定任意移譲事務(内数)。

* 新規移譲事務数合計は実数である(都市区分間での重複なし)。

* 都市区分別新規移譲事務数は都市区分間での重複計上あり。

別表 - 2 静岡県第3次権限移譲推進計画 移譲事務一覧

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
1	当せん金付証券法 【法令任意移譲】	総務部 財政室	4条1項	当せん金付証券の発売	政令指定都市	H17	
			4条2項	当せん金付証券の発売許可の大臣への申請書の提出			
			6条1項	当せん金付証券の発売等の銀行への委託			
			6条3項	銀行への委託、金額等の公告			
			6条4項	手数料相当額の料率の規定			
			6条5項	銀行の再委託の承認			
			6条7項	承認基準の公表			
			7条1項	当せん金証券に関する告示			
			11条1項	当せん金品の支払い			
			13条の2	広報活動の努力			
			16条	銀行からの納付金の受領			
			17条1項	受託銀行からの報告書の受付			
			17条2項	受託銀行の立入検査			
			17条4項	委託による検査			
			17条7項	検査結果の総務大臣への報告			
2	当せん金付証券法施行規則 【法令任意移譲】	総務部 財政室	2条	資金の一体管理の承認	政令指定都市	H17	
			3条	運用利益金の納付額算定方法の協議			
3	特定非営利活動促進法	生活・文化部 NPO推進室	10条1項、12条1項、2項	特定非営利活動法人(NPO法人)の設立の認証又は不認証の決定	政令指定都市	H17	
			10条2項	特定非営利活動法人(以下、NPO法人という。)の設立認証の申請があった場合の公告及び定款等の縦覧			
			12条3項	不認証を決定したときの申請者への通知			
			12条の2で準用する43条の2	設立認証時における暴力団等の疑いがある場合の警察本部長への意見聴取			
			13条2項	設立登記完了の届出の受付			
			18条	監事の監査の結果、NPO法人の業務等が法令等に違反する重大な事実があると発見した場合の監事からの報告の受付			
			23条1項	役員変更等の届出の受付			
			25条3項、4項	定款変更の認証			
			25条5項で準用する10条2項、12条	NPO法人の定款変更の認証の申請があった場合の公告、縦覧及び認証又は不認証の決定、不認証を決定したときの申請者への通知			
			25条6項	軽微な定款変更の届出の受付			
			26条1項、2項	所轄庁の変更を伴う定款変更の認証の申請の受付及び送付			
			26条3項	変更前の所轄庁からの事務の引継			
29条1項	事業報告書等、役員名簿等及び定款等の報告の受付						
29条2項	事業等報告書等の閲覧						

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			30条で準用する民法54条から57条及び60条から66条	利害関係人から請求があった場合の仮理事の選任			
			31条2項、3項	NPO法人の解散の認定			
			31条4項	NPO法人の解散の届出の受付			
			32条2項	解散したNPO法人の残余財産譲渡の認証			
			34条5項で準用する10条2項、12条	NPO法人の合併の認証、定款変更の申請があった場合の公告、縦覧及び認証又は不認証の決定、不認証を決定したときの申請者への通知			
			39条2項で準用する10条、12条	合併登記報告書の受付			
			40条で準用する民法69条、70条、73条から76条、77条2項、78条から83条ほか	清算人就任及び清算結了の届出の受付			
			41条1項	NPO法人が法令に違反する疑いがあると認められる相当の理由がある場合の報告又は立入検査			
			42条	NPO法人が設立の要件を欠くに至った場合等の改善命令			
			43条1項	NPO法人が命令に違反した場合等の設立の認証の取消し			
			43条3項	NPO法人の取消しに係る聴聞の公開による審理			
			43条の2	成立後における暴力団等の疑いがある場合の警察本部長への意見聴取			
			44条3項	内閣府及び静岡県所管の法人の事業報告書の閲覧			
4	森林法	環境森林部 森林計画室	10条の2第1項	森林の開発行為の許可の申請書の受付<経由>	中核市 特例市	H16	
			10条の2第1項、2項	森林の開発行為の許可	政令指定都市 中核市 特例市	H18	
			10条の2第4項	森林の開発行為の許可に係る条件の付加			
			10条の2第6項	森林の開発行為の許可に係る森林審議会の意見の聴取			
			10条の3	森林の開発行為に係る無許可開発、条件違反開発及び不正な手段により許可を受けた開発に対する中止又は復旧の命令			
			68条2項	都道府県森林審議会への諮問(10条の2第6項の意見聴取に係る諮問に限る)			
		環境森林部 森林保全室	34条1項、3項	保安林における立木の伐採(以下、「伐採」という。)の許可(興津川流域を除く)	政令指定都市	H18	
			34条2項、5項	保安林における伐採、立木の損傷、家畜の放牧、土地の形質の変更等(以下「作業」という。)の許可			
			34条4項	保安林における伐採に係る申請の面積又は数量の縮減(興津川流域を除く)			
			34条6項	保安林における伐採の許可及び作業の許可に必要な条件の付加			
			34条8項	保安林における許可された伐採の届出の受付(興津川流域を除く)			
			38条1項	保安林における無許可伐採、条件違反伐採及び不正手段により許可を受けた伐採(以下、「不正伐採」という。)に対する中止等の命令(興津川流域を除く)			
			38条2項	保安林における無許可作業、条件違反作業及び不正手段により許可を受けた作業(以下、「不正作業」という。)に対する中止等の命令			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			38条4項	保安林における伐採跡地への植栽を行わない者等に対する植栽の命令(興津川流域を除く)	全市町村	H18	
			39条1項	民有林について保安林の指定があったときの標識の設置			
			34条1項	保安林における伐採の許可(択伐に限る)			
			34条6項	保安林における伐採の許可及び作業の許可に必要な条件の付加(択伐に限る)			
			34条8項	保安林における許可された伐採の届出の受付(択伐に限る)			
			34条9項	保安林における緊急な伐採及び作業の届出の受付			
			34条の2第1項	保安林における択伐による立木の伐採(以下「択伐」という。)の届出の受付			
			34条の2第2項	保安林における択伐の計画が指定施業要件に適合しない場合の計画の変更の命令			
			34条の3第1項	保安林における間伐のための立木の伐採(以下、「間伐」という。)の届出の受付			
			34条の3第2項で準用する34条の2第2項	保安林における間伐の計画が指定施業要件に適合しない場合の計画の変更の命令			
			38条1項	保安林における不正伐採に対する中止等の命令(択伐に限る)			
			38条3項	保安林における択伐の規定に違反した者に対する造林に必要な行為の命令			
			環境森林部 森林計画室	50条1項			
		50条2項	土地使用権設定に関する認可申請に関する土地の所有者等の意見の聴取				
		50条3項	土地使用権設定に関する認可に関する土地の所有者等への通知及び市町村事務所への掲示				
		51条	土地使用権設定に関する裁定申請の受付				
		52条1項、2項	土地使用権設定に関する裁定申請の公示及び土地の所有者等への意見書提出の機会の付与				
		53条2項	土地使用権設定の裁定に関する収用委員会の意見の聴取				
		53条3項	土地使用権設定に関する裁定結果の申請者及び土地の所有者等への通知並びに公示				
		55条2項	使用権が設定された土地の収用に関する裁定申請の受付及び公示並びに土地の所有者等への意見書提出の機会の付与				
55条4項	使用権が設定された土地の収用に関する収用委員会の意見の聴取並びに裁定結果の申請者及び土地の所有者等への通知及び公示						
57条	協議が整った場合の届出の受付						
58条5項	土地使用権設定の認可を行った後に土地の所有者等が行う土地の形質変更等の事前の承認						
59条2項	土地使用の廃止による損失の補償に関する裁定申請の受付						
66条	水流における工作物の使用に関する認可						
5	森林法施行令	環境森林部 森林保全室	4条の2第5項	保安林における伐採の許可に係る申請者への通知(興津川流域を除く)	政令指定都市	H18	
			4条の2第5項	保安林における伐採の許可に係る申請者への通知(択伐に限る)	全市町村	H18	
6	森林法施行規則	環境森林部 森林保全室	22条の8第2項	許可を要しない22条の8第1項5号、6号の伐採の届出の受付	政令指定都市	H18	

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			22条の11第2項	許可を要しない省令22条の11第1項3号、4号の作業の届出の受付			
7	測量法	森林計画室	43条	公共測量成果(森林基本図)の複製の承認	全市町村	H18	
			44条1項	公共測量成果(森林基本図)の使用の承認			
8	森林組合法	環境森林部 林業振興室	9条9項	流域の森林施策促進のための員外利用制限緩和森林組合の指定	政令指定都市	H17	
			10条1項	森林組合の定める信託規程の承認			
			10条3項	森林組合の定める信託規程の変更又は廃止の承認			
			12条	信託事業を行う森林組合についての信託法22条1項ただし書等に規定する裁判所の権限			
			19条1項	森林組合の定める共済規程の承認			
			19条3項	森林組合の定める共済規程の変更又は廃止の承認			
			24条1項	森林組合の定める林地処分事業実施規程の承認			
			24条3項	森林組合の定める林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認			
			25条1項	森林組合が行う林道開設等に係る分担金徴収の認可			
			25条2項	森林組合が行う林道開設等に係る分担金徴収の申請の受付			
			25条3項	森林組合が行う林道開設等に係る分担金徴収の認可にあたっての受益者への意見聴取			
			53条1項	行政庁による仮理事の選任等			
			61条2項	森林組合の定款変更の認可			
			78条1項	森林組合の設立認可の申請の受付			
			79条	森林組合の設立の認可			
			80条1項	78条1項の申請に対する認可又は不認可の通知			
			80条2項	森林組合の設立認可証明の請求の受付			
			80条4項	不認可通知の場合の理由記載			
			83条2項	森林組合の解散の認可			
			83条3項	森林組合の解散認可証明の請求の受付			
			83条6項	森林組合の解散の届出の受付			
			84条2項	森林組合の合併の認可			
			84条3項	森林組合の合併認可証明の請求の受付			
			89条2項	行政庁による清算人の選任			
			100条2項	生産森林組合の定款の変更の認可			
			100条3項	生産森林組合の設立の認可			
			100条4項	生産森林組合の解散及び合併の認可			
			110条	組合からの業務又は財産状況の報告の徴収(森林組合連合会を除く。)			
			111条1項	組合員等の請求に基づく組合に対する業務又は会計状況の検査(森林組合連合会を除く。)			
			111条2項	監督上必要があるときの組合に対する業務又は会計状況の検査(森林組合連合会を除く。)			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			111条3項	監督上必要があるときの共済事業を行う森林組合に対する業務又は会計状況の検査(森林組合連合会を除く。)			
			111条4項	毎年1回を常例とする出資組合に対する業務又は会計状況の検査(森林組合連合会を除く。)			
			112条	共済事業を行う組合に対する監督上の命令(森林組合連合会を除く。)			
			113条1項	組合に対する法令等の違反に対する措置の命令(森林組合連合会を除く。)			
			113条2項	措置命令に従わない場合の組合に対する業務停止、役員改選の命令(森林組合連合会を除く。)			
			113条3項	森林組合が信託規定等に定めた重要な事項に違反した場合の信託規定等の承認の取消し(森林組合連合会を除く。)			
			114条	組合に対する解散の命令(森林組合連合会を除く。)			
			114条の2第1項	組合に対する解散命令通知を官報掲載とする特例(森林組合連合会を除く。)			
			115条1項	組合員等からの請求に基づく組合に対する議決、選挙及び当選の取消し(森林組合連合会を除く。)			
			115条2項	組合員等からの請求に基づく組合に対する創立総会の議決、選挙及び当選の取消し(森林組合連合会を除く。)			
			116条	組合に対する専用契約の取消し(森林組合連合会を除く。)			
			117条	組合に対する助言指導等(森林組合連合会を除く。)			
9	分収林特別措置法	環境森林部 森林整備室	3条	分収林契約締結のあっせん	政令指定都市	H18	
			5条1項	分収林契約募集又は途中募集届出の受付			
			5条2項	分収林契約募集又は途中募集に係る届出済み事項の変更の届出の受付			
			6条1項	分収林契約募集若しくは途中募集の届出又届出済み事項の変更の届出に対する変更の勧告			
			6条2項	変更勧告に従わなかった場合のその旨の公表			
			7条2項	届出事項の遵守の勧告			
			7条3項	届出事項の遵守の勧告に従わなかった場合のその旨の公表			
			8条	募集又は途中募集の実施状況等についての報告の徴収			
10	大気汚染防止法	環境森林部 生活環境室	6条1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受付	特例市	H18	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市
			7条1項	現に設置している施設がばい煙発生施設となった旨の届出の受付			
			8条1項	ばい煙発生施設の設置の届出又は現に設置している施設が新たにばい煙発生施設となった旨の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受付			
			9条	ばい煙発生施設の設置の届出又は構造等に関する変更の届出に係るばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令			
			9条の2	ばい煙発生施設の設置の届出又は構造等に関する変更の届出に係るばい煙発生施設の指定ばい煙が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			10条2項	ばい煙発生施設の設置の届出又は構造等に関する変更の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置			
			11条	ばい煙発生施設の設置の届出又は現に設置している施設が新たにばい煙発生施設となった場合の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受付			
			12条3項	ばい煙発生施設の設置の届出又は現に設置している施設が新たにばい煙発生施設となった場合の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受付			
			14条1項	ばい煙量等が排出基準に適合しないときの構造等の改善の命令等			
			14条3項	指定ばい煙が総量規制基準に適合しないときの指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置の命令			
			15条1項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告			
			15条2項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令			
			15条の2第1項	工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告			
			15条の2第2項	工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令			
			17条2項	ばい煙発生施設等で発生した事故の状況に係る通報の受付			
			17条3項	ばい煙発生施設等で発生した事故に対する必要な措置の命令			
			18条1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受付			
			18条3項	一般粉じん発生施設の設置の届出又は現に設置している施設が新たに一般粉じん発生施設となった旨の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受付			
			18条の2第1項	現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受付			
			18条の4	一般粉じん発生施設が基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨等の命令			
			18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受付			
			18条の6第3項	特定粉じん発生施設の設置の届出又は現に設置している施設が新たに特定粉じん発生施設となった旨の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受付			
			18条の7第1項	現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受付			
			18条の8	特定粉じん発生施設の設置の届出又は構造等に関する変更の届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令			
			18条の11	特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令			
			18条の13第1項(10条2項を準用)	特定粉じん発生施設の設置の届出又は構造等に関する変更の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮の措置			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			18条の13第2項(11条を準用)	一般粉じん発生施設の設置の届出、特定粉じん発生施設の設置の届出又はこれらの構造等に関する変更の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受付			
			18条の13第2項(12条3項を準用)	一般粉じん発生施設の設置の届出、特定粉じん発生施設の設置の届出又はこれらの構造等に関する変更の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受付			
			18条の15第1項、2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受付			
			18条の16	特定粉じん排出等作業の実施の届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないときの計画の変更の命令			
			18条の18	特定粉じん排出等作業を施行する者が作業基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨の命令等			
			20条	自動車排出ガスの濃度の測定			
			21条1項	自動車排出ガスの濃度の測定に基づき公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべき旨の要請			
			21条3項	自動車排出ガスの濃度の測定に基づき道路管理者等に対して道路の構造の改善等に関する意見の陳述			
			22条1項	大気汚染の状況の常時監視			
			22条2項	大気汚染の状況の常時監視の結果の環境庁長官への報告			
			24条	大気汚染の状況の公表			
			26条1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査			
			27条3項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受付			
			27条4項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を採るべき旨の要請			
			27条5項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を採るべき旨の要請を受けて講じた措置についての国の行政機関の長からの通知の受付			
			27条6項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議			
			28条2項	大気汚染に係る関係行政機関の長等への協力の要請等			
			附則10項	指定物質の排出又は飛散の抑制についての勧告			
			附則11項	指定物質排出施設設置者からの報告の徴収			
11	大気汚染防止法施行令	環境森林部 生活環境室	12条1項	ばい煙発生施設設置者からの報告の受付	特例市	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			12条2項	職員によるばい煙発生施設等の立入検査の実施			
			12条3項	特定施設設置者からの事故の状況等の報告の受付及び職員による特定施設等の立入検査の実施			
			12条4項	一般粉じん発生施設設置者からの報告の受付及び職員による一般粉じん発生施設等の立入検査の実施			
			12条5項	特定粉じん発生施設設置者からの報告の受付及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			12条6項	特定工事施工者からの報告の受付及び職員による特定工事の場所への立入検査の実施			
12	ダイオキシン類対策特別措置法	環境森林部 生活環境室	12条1項	特定施設の設置の届出の受付	特例市	H18	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市
			13条1項、2項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受付			
			14条1項	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受付			
			15条	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関する変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令			
			16条	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関する変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置の命令			
			17条2項	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関する変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置			
			18条	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち氏名等に関するものの届出の受付			
			19条3項	特定施設の設置の届出又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受付			
			22条1項	大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善の命令等			
			22条3項	総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置の命令			
			23条2項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受付			
			23条3項	特定施設の事故時における必要な措置の命令			
			23条4項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受付又は特定施設の事故時における必要な措置命令を行った場合の環境庁長官への報告			
			26条1項	大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視			
			26条2項	常時監視の結果についての環境庁長官への報告			
			27条1項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定			
			27条2項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定に係る国の地方行政機関の長等からの調査測定の結果の受付			
			27条3項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定結果及び国の地方行政機関の長等が行った調査測定の結果についての公表			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			27条4項	調査測定のための職員による土地への立入り等			
			28条3項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受付			
			28条4項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定結果の公表			
			34条1項	特定施設に対する報告徴収及び立入検査			
			35条2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受付			
			35条3項	適用除外法の所管行政庁に対する要請			
			35条4項	適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての所管行政庁からの通知の受付			
			35条5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議			
			36条2項	関係行政機関の長等に対する、特定施設の状況等に関する資料の送付等の協力の要求等			
13	浄化槽法	環境森林部 生活環境室	5条1項	浄化槽設置、変更の届出の受付	特例市	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			5条2項	浄化槽設置、変更の計画に係る勧告			
			5条4項ただし書き	浄化槽設置、変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知			
			10条の2第1項	浄化槽の使用の開始に係る報告書の受付			
			10条の2第2項	技術管理者の変更に係る報告書の受付			
			10条の2第3項	浄化槽管理者の変更に係る報告書の受付			
			12条1項	浄化槽の保守点検、清掃に係る助言、指導、勧告			
			12条2項	浄化槽の保守点検、清掃に係る改善の命令及び使用停止の命令			
			53条1項	浄化槽保守点検、清掃に係る報告の徴収			
			53条2項	浄化槽管理者、清掃業者に係る事務所等への立入検査等			
14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	環境森林部 水利用室	12条の2第2項	建築物清掃業等の業者の登録	政令指定都市 中核市(保健 所設置市)	H18	
			12条の4	建築物清掃業等の業者の登録の取消し			
15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	環境森林部 水利用室	32条	建築物清掃業等の登録証明書の交付	政令指定都市 中核市(保健 所設置市)	H18	
16	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境森林部 自然保護室	9条1項	鳥獣の捕獲等の許可(タヌキ、キツネ、ネズミ類(希少鳥獣を除く)、モグラ類(希少鳥獣を除く)の追加)	全市町村	H18	【特例条例により 移譲済み】 全市町村(9条1 項の19種の許可)
			24条1項	販売禁止鳥獣等の販売の許可			
			24条3項	販売禁止鳥獣等の販売の許可の有効期間の設定			
			24条4項	販売禁止鳥獣等の販売の許可に対する条件の付加			
			24条5項	販売禁止鳥獣等の販売許可証の交付			
			24条6項	販売禁止鳥獣等の販売許可証の再交付			
			24条8項	販売禁止鳥獣等の販売許可証の返納の受付			
			24条9項	販売禁止鳥獣等の販売の許可の違反に係る鳥獣を解放することその他の命令			
			24条10項	販売禁止鳥獣等の販売の許可の取消し			
17	介護保険法	健康福祉部 介護サービス室	94条1項	介護老人保健施設の開設許可	政令指定都市 中核市	H17 以降	

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			94条2項	介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可			
			95条1項、2項	介護老人保健施設の管理者の承認			
			98条1項4号	介護老人保健施設の広告事項の許可			
			99条	介護老人保健施設の変更の届出の受付			
			101条	介護老人保健施設の設備の使用制限等			
			102条1項	介護老人保健施設の管理者の変更命令			
			103条1項	介護老人保健施設の業務運営の改善命令等			
			104条1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し			
			105条で準用する医療法8条の2第2項	介護老人保健施設の休止の届出の受付			
			105条で準用する医療法9条1項、2項	介護老人保健施設の廃止の届出の受付			
			105条で準用する医療法15条3項	診療の用に供するエックス線装置を設置した場合等の届出の受付			
			105条で準用する医療法30条	101条から104条までの規定に基づく処分についての弁明の機会の付与			
18	老人福祉法	健康福祉部 介護サービス室	29条1項	有料老人ホーム設置の届出の受付	特例市	H18 ~	【特例条例により 移譲済み】 政令指定都市 中核市
			29条2項	有料老人ホーム届出事項の変更の届出の受付			
			29条3項	有料老人ホームの運営状況に関する報告の徴収及び調査			
			29条4項	施設設置者に不当行為等のあった場合の改善命令等			
19	児童福祉法	健康福祉部 こども家庭室	27条1項3号	里親及び保護受託者の認定申請書等の受付<経由>	全市	H16	【法定移譲済み】 政令指定都市
20	身体障害者福祉法 【法令任意移譲】 (政令指定都市移譲 分 6事務)	健康福祉部 障害福祉室	10条1項2号口、八、 二	専門的な知識、技術を必要とする相談指導、 判定、補装具の処方	政令指定都市	H17	
			10条3項	事務の管理行政庁への委任			
			11条1項	身体障害者更生相談所の設置			
			11条2項	身体障害者更生相談所の業務			
			11条3項	身体障害者更生相談所の巡回業務			
			11条の2第1項	身体障害者福祉司の配置			
			12条の3第1項	身体障害者相談員の委託	全市町村	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
21	身体障害者福祉法施行令 【法令任意移譲】	健康福祉部 障害福祉室	2条	判定書の交付	政令指定都市	H17	
22	知的障害者福祉法 【法令任意移譲】 (政令指定都市移譲 分 5事務)	健康福祉部 障害福祉室	15条の2第1項	知的障害者相談員の委託	全市町村	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			11条1項2号	専門的な知識、技術を必要とする相談指導、 判定	政令指定都市	H17	
			12条1項	知的障害者更生相談所の設置			
			12条2項	知的障害者更生相談所の業務			
			12条3項	知的障害者更生相談所の巡回業務			
			13条1項	知的障害者福祉司の配置			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
23	知的障害者福祉法施行令 【法令任意移譲】	健康福祉部 障害福祉室	2条	判定書の交付	政令指定都市	H17	
24	母子及び寡婦福祉法	健康福祉部 こども家庭室	20条	母子家庭支援事業開始の届出の受付	全市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			21条	母子家庭支援事業の廃止、休止の届出の受付			
			22条1項	母子家庭支援事業者への立入調査			
			23条	母子家庭支援事業の停止命令			
			25条3項	公共施設内における売店の調査等			
			33条3項	寡婦支援事業の届出の受付			
			33条4項	寡婦支援事業の廃止等届の受付、立入調査、停止命令			
25	母子保健法	健康福祉部 こども家庭室	18条	低体重児届出の受付	全市町村	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			19条1項	未熟児の訪問指導			
26	母体保護法	健康福祉部 こども家庭室	15条1項	受胎調整の実地指導の業の指定	政令指定都市	H17	
			15条2項	資格要件となる講習の認定			
			39条2項	受胎調整の実地指導の業の指定の取消			
27	母体保護法施行令	健康福祉部 こども家庭室	1条1項	被指定者への指定証の交付	政令指定都市	H17	
			1条2項	被指定者への標識の交付			
			2条	被指定者の名簿の作成			
			3条	被指定者からの訂正申請にかかる指定証の訂正交付			
			4条	被指定者の住所変更届(写)の旧住所となる他県への送付			
			5条	亡失又は損傷に伴う指定証等の再交付			
			6条	講習の認定取消			
			7条1項	受胎調整の実地指導の業の指定等の申請の保健所長の経由			
			7条2項	講習にかかる認定申請等の保健所長の経由			
28	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 【法令任意移譲】	健康福祉部 精神保健福祉室	50条1項	精神障害者社会復帰施設の設置	政令指定都市	H17	
			50条の4	精神障害者社会適応訓練事業の実施			
			51条3項	精神障害者社会復帰施設に対する補助			
29	戦傷病者特別援護法	健康福祉部 援護恩給室	4条1項	戦傷病手帳交付請求書の受付<経由>	全市町村	H16	
			4条2項	戦傷病手帳交付請求書の受付<経由>			
			5条1項	手帳記載事項変更届書の受付<経由>			
			6条1項	手帳の返還届出書の受付<経由>			
			6条2項	命令による手帳の返還届書の受付<経由>			
			19条1項	葬祭費請求書の受付<経由>			
			19条2項	遺族以外の者からの葬祭費請求書の受付<経由>			
			20条1項	更生医療の給付請求書の受付<経由>			
			20条4項	更生医療費の給付請求書の受付<経由>			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			21条1項	補装具の支給等の請求書の受付<経由>			
			21条4項	補装具の費用請求書の受付<経由>			
30	戦傷病者特別援護法 施行令	健康福祉部 援護恩給室	6条	手帳の再交付請求書の受付<経由>	全市町村	H16	
31	戦傷病者特別援護法 施行規則	健康福祉部 援護恩給室	5条	死亡届書の受付<経由>	全市町村	H16	
32	覚せい剤取締法	健康福祉部 薬事室	24条3項	職員の立会請求の受付<経由>	政令指定都市 中核市	H16	
33	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律施行規則	健康福祉部 疾病対策室	第7条2項	氏名等の変更の届出に係る届書の受付<経 由>	政令指定都市 中核市	H16	
			第7条の2第1項	手帳の再交付の申請書の受付及び手帳の交 付<経由>			
			第35条3項	居住地変更の届出に係る届書の受付<経由>			
			第41条の2	国外居住者の現況の届出に係る届書その他 必要な書類の受付<経由>			
34	中小企業等協同組 合法	商工労働部 経営支援室	9条の2の3	組合員以外の者の事業利用の特例許可	政令指定都市 中核市 特例市	H17	
			27条の2第1項	組合設立の認可			
			35条の2	役員の氏名、住所の変更の届出の受付			
			48条(41条5項の準 用を含む)	臨時総会の招集の承認			
			51条2項	定款の変更の認可			
			62条2項	解散の届出の受付			
			63条3項	合併の認可			
			97条2項	解散の登記の嘱託			
			104条1項	不服の申出の受付			
			104条2項	不服申出の措置			
			105条1項	組合の検査の請求の受付			
			105条2項	組合の会計検査			
			105条の2	組合の業務または会計の検査			
			105条の3	組合の一般的状況に関する報告の徴収			
			105条の4第1項	組合の業務若しくは会計に関する報告の徴 収又は組合の検査			
			106条1項	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採 るべき旨の命令			
106条4項	組合の解散命令						
106条の2第1項	組合の解散を命ずる旨の官報への掲載						
35	商工会法	商工労働部 経営支援室	52条の2第2項	商工会合併の認可	同一市町村内 に複数の商工 会が設置され ている市町村	H16	【対象市町村】 静岡市 浜松市 伊豆市 御前崎市
			52条の2第6項	商工会合併の認可又は不認可の通知			
36	中小企業団体の組織 に関する法律	商工労働部 経営支援室	5条の7第2項	事業組合の事業転換の認可	政令指定都市 中核市 特例市	H17	
			5条の17第1項	協業組合設立の認可			
			5条の22	事業組合の事業活動に関する公正取引委員 会からの請求の受付			
			5条の23第3項	役員変更届、総会召集承認、定款変更認可			
			5条の23第4項	解散届の受付及び合併の認可			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			5条の23第5項	解散の嘱託登記			
			5条の23第6項	検査、措置命令、解散命令			
			95条4項	協業組合への組織変更の認可			
			95条7項	協業組合への組織変更届出の受付			
			100条の14	株式会社等への組織変更届出の受付			
			101条の2第2項	大臣への通知			
37	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	商工労働部 経営支援室	5条1項	基盤施設計画の認定	政令指定都市 中核市	H17	
			6条1項	基盤整備計画の変更認定			
			6条2項	基盤整備計画の認定取消し			
			18条1項	連携計画の認定			
			19条1項	連携計画の変更認定			
			19条2項	連携計画の認定取消し			
			22条1項	実施状況の報告			
38	工場立地法	商工労働部 産業集積室	6条1項	特定工場新設等の届出の受付	全市	H18	[法定移譲済み] 政令指定都市
			7条1項	新たに適用となる特定工場等の届出の受付			
			8条1項	変更届出の受付			
			9条1項	特定工場の設置場所に関する勧告			
			9条2項	特定工場の面積等に関する勧告			
			10条1項	勧告に係る変更命令			
			11条2項	実施制限期間の短縮			
			12条	変更届出の受付			
			13条3項	継承届出の受付			
39	工場立地の調査に関する法律の一部を改	商工労働部 産業集積室	附則3条1項	届出の受付	全市	H18	[法定移譲済み] 政令指定都市
40	独立行政法人農業者年金基金法	農業水産部 担い手室	65条	農業者年金基金業務委託者の立入検査	政令指定都市	H17	
			附則19条3項				
41	独立行政法人農業者年金基金法施行令	農業水産部 担い手室	36条1項、2項	農業者年金基金業務委託者の立入検査	政令指定都市	H17	
			36条3項	立入検査の結果報告			
42	青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法	農業水産部 担い手室	3条1項	青年等の就農促進方針の策定	政令指定都市	H17	
			3条3項	青年等の就農促進方針の変更			
			3条4項	青年等の就農促進方針の公表			
			4条3項	就農計画の認定			
			4条5項	就農計画の変更の認定			
43	肥料取締法	農業水産部 研究調整室	23条1項	肥料の販売業務開始届出の受付	政令指定都市	H17	
			23条2項	肥料の販売業務変更届出の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			29条3項	販売業者からの業務報告の徴収			
			29条4項	販売業者が表示事項を表示していない等の旨の農林水産大臣への報告			
			30条3項	販売業者の立入検査			
			30条4項	立入検査を行った場合の、表示事項を表示していない等の旨の農林水産大臣への報告			
			30条6項	立入検査時の身分証明書の携帯			
			30条7項	肥料等収去品の検査結果の公表			
44	肥料取締法施行規則	農業水産部 研究調整室	21条	販売業務の届出様式	政令指定都市	H17	
			26条	職員の証明書			
45	持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律	農業水産部 研究調整室	3条1項	持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の策定	政令指定都市	H17	
			3条3項	導入指針の変更			
			3条4項	導入指針の公表			
			4条3項	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定			
			5条1項	変更の認定			
			5条2項	認定の取消			
46	農業協同組合法	農業水産部 組合金融室	11条の14第1項	宅地等供給事業実施規程の承認 (総合農協に関する事務を除く。以下、同様。)	政令指定都市	H17	
			11条の14第3項	宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認			
			11条の15の3第1項	農業経営規程の承認			
			11条の15の3第3項	農業経営規程の変更又は廃止の承認			
			40条1項	仮理事の選任、総会の召集			
			44条2項	組合の定款の変更認可			
			44条4項	組合の定款の軽微変更等の届出の受付			
			59条2項	組合設立に関する報告書の提出要求			
			60条1項	組合設立の認可			
			60条2項	地区重複を伴う設立認可における市町村・中央会との協議			
			61条1項	設立認可又は不認可の通知			
			61条2項	設立認可に関する証明			
			63条2項	設立認可の取消			
			64条3項	解散議決の認可等(59条2項、60条1項、61条を準用)			
			64条4項	法定解散等の届出の受付			
			65条2項	組合の合併の認可			
			65条3項	合併議決の認可等(59条2項、60条1項、61条を準用)			
			72条の13第2項	農事組合法人の定款変更届出の受付			
			72条の16第4項	農事組合法人の成立届出の受付			
			72条の17第2項	農事組合法人の解散届出の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			72条の18第3項	農事組合法人の合併届出の受付			
			73条2項	請求による農事組合法人の仮理事の選任 (民法56条準用)			
			73条4項	農事組合法人清算結了届出の受付(民法83 条準用)			
			73条の12	出資農事組合法人の組織変更届出の受付			
			86条2項	組合等の解散の囑託登記			
			93条1項	組合等に対する報告徴収等の命令			
			93条2項	子会社に対する報告又は資料の提出要求			
			94条1項	請求に基づく会計の状況の検査			
			94条2項	規程等の違反の疑いのあるときの会計の状 況の検査			
			94条5項	子会社の業務又は会計の状況の検査			
			95条1項	業務の改善の命令等			
			95条2項	業務の停止又は役員の改選命令			
			95条3項	承認の取消			
			95条の2	解散の命令			
			95条の3	解散命令の官報掲載			
			95条の4	中央会からの意見聴取			
			96条1項	請求による決議、選挙又は当選の取消し			
			97条	施設専属利用契約の取消			
			97条の2第1項	認可又は承認への条件の付与及び変更			
47	果樹農業振興特別措 置法	農業水産部 みかん園芸室	2条の3第1項	果樹振興計画の策定	政令指定都市	H17	
			2条の3第3項	生産団地方針の策定			
			2条の3第4項	学識経験者の意見徴収			
			2条の3第5項	果樹振興計画の公表			
			4条	果樹経営計画の認定			
48	野菜生産出荷安定法	農業水産部 みかん園芸室	5条	野菜指定産地の指定の農林水産大臣への申 出	政令指定都市	H17	
			6条3項	野菜指定産地の区域の変更の農林水産大臣 への申出			
			7条2項	野菜指定産地の指定の解除の農林水産大臣 への申出			
			8条1項	野菜指定産地の生産出荷近代化計画の作 成、公表			
			8条4項	生産出荷近代化計画を作成するときの農業 団体等の意見の聴取			
			9条1項	生産出荷近代化計画を変更、公表			
			9条2項	生産出荷近代化計画を変更するときの農業 団体等の意見の聴取			
49	家畜排せつ物の管理 の適正化及び利用の 促進に関する法律	農業水産部 畜産振興室	4条	畜産業者に対する指導、助言	政令指定都市	H17	
			5条1項	畜産業者に対する勧告			
			5条2項	畜産業者に対する措置命令			
			6条1項	畜産業者に対する報告徴収と立入検査			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			6条2項	立入検査員の身分証明書携行			
			6条3項	立入検査員の権限			
50	養鶏振興法	農業水産部 家畜衛生室	7条1項	ふ化業者の登録	政令指定都市	H17	
			7条3項	登録の拒否			
			7条4項	登録の公示			
			7条5項	他県への通知			
			7条6項	拒否の通知			
			8条1項	ふ化場の確認			
			8条2項	他県への通知			
			9条1項	変更届の受付			
			9条2項	廃業届等の受付			
			10条1項	登録の取消			
			10条2項	他県への通知			
			10条3項	取消の公示			
			10条4項	他県への通知			
51	家畜商法	農業水産部 家畜衛生室	3条	家畜商免許の付与	政令指定都市	H17	
			4条	免許を与えない場合			
			4条の2第1項	家畜商講習会の開催			
			4条の2第2項	家畜商講習会の終了証明書の付与			
			5条	家畜商名簿の整備			
			6条1項	家畜商名簿の登録			
			6条2項	家畜商免許証の交付			
			7条1項	家畜商免許の取消			
			7条2項	家畜商の事業停止命令等			
			10条の2第2項	営業保証金の供託届出の受付			
			11条の3第1項	家畜商の立入検査			
			11条の3第2項	立入検査員の身分証明書の携行			
			11条の3第3項	立入検査員の権限			
52	家畜取引法	農業水産部 家畜衛生室	4条1項	家畜市場の登録届出の受付	政令指定都市	H17	
			5条	家畜市場の登録の基準			
			7条1項	家畜市場の登録証の交付			
			7条2項	家畜市場の登録拒否の通知			
			9条1項	家畜市場の変更届の受付、書換交付申請の受付			
			9条2項	家畜市場の登録証再交付申請の受付			
			10条1項	家畜市場の廃止届の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
53	獣医師法	農業水産部 家畜衛生室	21条3項	獣医師の診療簿等の検査	政令指定都市	H17	
			21条4項	検査結果の農林水産大臣への報告			
			22条	獣医師届書の受付			
54	獣医療法	農業水産部 家畜衛生室	3条	飼育動物の診療施設の開設届出の受付	政令指定都市	H17	
			6条	診療施設の使用制限命令等			
			7条1項	往診診療の届出の受付			
			7条3項	往診診療の措置命令			
			8条1項	診療施設の立入検査等			
			8条2項	往診診療者の検査			
			55	農業振興地域の整備 に関する法律			
15条の15第6項	許可しようとする場合の都道府県農業会議への意見聴取						
15条の16	農用地区域内における開発行為についての監督処分						
15条の17第1項	農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告						
15条の17第2項	勧告に従わない場合の公表						
56	農地法	農業水産部 農地利用室	3条1項	住所地以外の市町村の区域の農地等の権利取得の許可	全市町村	H17	
			82条1項	3条1項に係る立入検査等			
			82条3項	82条1項の立入検査等の通知			
			4条1項	農地転用の許可(2ha以下)	人口10万人以上 の市	H16	【特例条例により 移譲済み】 中核市
			4条3項	許可しようとするときの都道府県農業会議の意見聴取			
			5条1項	農地等の転用を伴う権利移動の許可(2ha以下)			
			5条3項	許可しようとするときの都道府県農業会議の意見聴取			
			82条1項	4条1項及び5条1項に係る立入検査等			
			82条3項	82条1項の立入検査等の通知			
			83条の2	違反転用に対する処分			
57	土地改良法	農業水産部 農地管理室	48条1項	土地改良区が行う土地改良事業の計画変更、廃止及び新規事業(以下、「土地改良事業計画変更等」という。)の認可(土地改良区の区域が2以上の市町村の区域にまたがる土地改良区を除く)	政令指定都市	H18	
			48条8項で準用する 6条2項	土地改良区からの土地改良事業計画変更等の場合の農用地外資格者の同意の取得に係るあつせん又は調停の申請の受付			
			48条8項で準用する 6条3項	土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更等の場合の農用地外資格者の同意の取得に係るあつせん及び調停			
			48条8項で準用する 6条4項	土地改良事業計画変更等の場合のあつせん又は調停を行う場合の農業委員会への協力依頼及び調停案の作成			
			48条8項で準用する 6条5項	土地改良事業計画変更等の場合の調停案の受諾勧告			
			48条9項で準用する 7条5項	土地改良事業計画変更等の場合の専門技術者による援助			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			48条9項で準用する 8条1項	土地改良事業計画変更等の認可申請の審査、適否決定及び通知			
			48条9項で準用する 8条2項	土地改良事業計画変更等の認可申請についての専門技術者からの報告徴収			
			48条9項で準用する 8条6項	土地改良事業計画変更等を適当決定した旨の公告及び土地改良事業計画書等の縦覧			
			48条9項で準用する 9条1項	土地改良事業計画変更等に係る適当決定に対する異議申出の受付			
			48条9項で準用する 9条2項	土地改良事業計画変更等に係る適当決定に対する異議申出についての専門技術者からの意見聴取及び決定			
			48条9項で準用する 9条4項	土地改良事業計画変更等に係る適当決定への異議申出に対して決定をした場合の当該認可申請の却下			
			48条9項で準用する 5条3項	土地改良事業計画変更等(計画変更を除く。)の場合の市町村長との協議			
			48条10項	土地改良事業計画変更等(新規事業を除く。)に係る手続き省略の認定			
			48条11項	土地改良事業計画変更等を認可した旨の公告			
			52条1項	土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画(以下、「換地計画」という。)の認可			
			52条の2第1項	換地計画の認可申請の審査、適否の決定及び通知			
			52条の2第3項	農業委員会からの換地計画への意見の聴取			
			52条の2第4項	8条6項を準用 換地計画書の適当決定の公告及び縦覧			
			52条の3第1項	換地計画の適当決定への異議申出の受付			
			52条の3第2項で準用する 9条2項	換地計画の適当決定に係る異議申出に対する決定			
			52条の3第2項で準用する 9条4項	換地計画の適当決定に係る異議申出に対する決定が換地計画認可申請に矛盾するときの同申請の却下			
			53条の4第1項	換地計画の変更の認可			
			53条の4第2項で準用する 52条の2第1項	換地計画の変更の認可申請の審査、適否の決定及び通知			
			53条の4第2項で準用する 52条の2第4項	農業委員会からの換地計画の変更への意見の聴取			
			53条の4第2項で準用する 52条の3第1項	換地計画の変更の適当決定に対する異議申出の受付			
			53条の4第2項で準用する 52条の3第2項で準用する 9条2項	換地計画の変更の適当決定に係る異議申出に対する決定			
			53条の4第2項で準用する 52条の3第2項で準用する 9条2項	換地計画の変更の適当決定に係る異議申出に対する決定が換地計画の変更認可申請に矛盾するときの変更部分の却下			
			54条3項	土地改良区が行う換地処分の届出の受付			
			54条4項	土地改良区から届出のあった換地処分に係る公告			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			54条5項	土地改良区から届出のあった換地処分を公告をした旨の登記所への通知			
			57条の2第1項	土地改良区が農業用排水施設等の管理を行う場合の管理規程の認可			
			57条の2第3項	土地改良区が農業用排水施設等の管理を行う場合の管理規程の変更又は廃止の認可			
			57条の2第4項	土地改良区が農業用排水施設等の管理を行う場合の管理規程及びその変更又は廃止を認可した旨の公告			
58	輸出水産業の振興に関する法律	農業水産部 水産流通室	3条	輸出水産物の製造に供する事業場の登録	政令指定都市	H17	
			3条の2	事業場の登録の申請の受付			
			3条の3	事業場の登録の基準			
			3条の4	事業場の変更の届出の受付			
			4条	事業場の登録の取消			
			6条	事業場の改善の勧告			
			30条	事業場の報告徴収及び立入検査			
59	水産業協同組合法	農業水産部 水産流通室	11条6項	国債等の募集の取扱の認可	政令指定都市	H17	
			17条4項	漁業経営の届出の受付			
			17条の3第2項	議決権の取得等の制限の承認			
			35条の2第1項	役員兼職の特例の認可			
			43条1項	仮理事の選任、総会の招集			
			48条2項	組合の定款の変更認可			
			48条4項	組合の定款の軽微変更の届出の受付			
			54条の2第71項	信用事業全部譲渡の認可			
			58条の2第1項	業務報告書の提出			
			64条	組合設立の認可			
			66条の2	設立の認可の取消			
			68条第2項	組合解散の認可			
			69条2項	組合合併の認可			
			86条4項	漁業生産組合設立の認可			
			86条5項	漁業生産組合解散の認可			
			96条4項	水産加工業協同組合設立の認可			
			96条5項	水産加工業協同組合解散の認可			
			100条4項	水産加工業協同組合連合会設立の認可			
			100条5項	水産加工業協同組合連合会解散の認可			
			122条1項	組合の報告の徴収			
			123条1項	組合の請求による検査			
			123条2項	違反の疑いがあると認めるときの検査			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			123条3項	健全な運営確保のための検査			
			123条4項	常例検査			
			123条の2	行政庁の監督上の命令			
			124条	法令等の違反に対する措置			
			124条の2	行政庁による解散命令			
			125条	決議、選挙又は当選の取消し			
			126条	専用契約の取消し			
60	河川法 [法令任意移譲]	土木部 河川砂防管理室	6条1項3号	河川区域の指定	政令指定都市	H17	
			6条2項	高規格堤防特別区域の指定			
			6条3項	樹林帯区域の指定			
			6条4項	6条1項3号、2項、3項の区域の指定、変更、 廃止の公示			
			6条5項	港湾管理者又は漁港管理者との協議			
			6条6項	保安林について樹林帯区域の指定又は変更 しようとするときの協議			
			9条2項	国土交通大臣が指定する一級河川の区間の 管理			
			9条3項、6項	指定区間の指定、変更、廃止をしようとする ときの国土交通大臣の意見照会に対する回答			
			10条1項	二級河川の間			
			11条1項	二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分 の関係都府県知事との管理方法の協議			
			11条2項	11条1項の協議が成立した場合の協議内容 の公示			
			11条3項	11条1項の協議に基づき、他の当該都府県 知事に代わってその権限を行う			
			12条1項	二級河川の河川台帳の調整・保管			
			12条4項	12条1項の台帳の閲覧を求められたときの応 諾			
			14条1項	一級河川指定区間又は二級河川における政 令で定める河川管理施設の操作規則の制定			
		土木部 河川企画室 河川砂防管理室	14条2項	操作規則の制定、変更する際の関係行政機 関の長等との協議及び意見聴取			
		河川砂防管理室	15条1項	他の河川管理者に対する協議			
		土木部 河川企画室	16条1項	二級水系の河川整備基本方針の策定			
			16条4項	二級水系の河川整備基本方針を策定しよう とする場合における指定都市河川審議会から の意見聴取			
			16条5項	二級水系の河川整備基本方針の公表			
			16条6項	二級水系の河川整備基本方針の変更			
			16条の2第1項	一級水系指定区間および二級水系の河川整 備計画の策定			
			16条の2第2項	河川整備計画を定める場合の当該河川の総 合的な管理の確保			
			16条の2第3項	河川整備計画を定める場合において必要が あると認めるときの意見聴取			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			16条の2第4項	河川整備計画を定める場合において必要があると認める場合における公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための必要な措置			
			16条の2第6項	河川整備計画を定めたときの公表			
			16条の2第7項	河川整備計画の変更			
		土木部 河川砂防管理室	17条1項	兼用工作物の工事等に関する他の工作物管理者との協議			
			17条2項	17条1項に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事等を行う場合の公示			
			18条1項	必要を生じた河川工事又は河川の維持を原因者に行わせること			
			19条1項	必要を生じた他の工事の当該河川工事と併せての施行			
			20条1項	河川管理者以外の者の河川工事又は維持の承認			
			21条1項	補償又は補償金に代えての工事の施行			
			21条3項	21条1項の損失の補償についての損失を受けた者との協議			
			21条4項	21条3項の協議が成立しない場合の収用委員会の裁決の申請			
			22条1項	水災を防御するために必要な資材の使用又は障害物等の処分			
			22条2項	緊急時に、その付近に居住する者等への当該業務への従事命令			
			22条3項	22条1項の処分等により損失を受けた者への損失の補償			
			22条4項	22条3項の損失の補償についての損失を受けた者との協議			
			22条5項	22条3項の協議が不成立の際の損失を受けた者への支払い			
			22条6項	22条2項により業務に従事した者が受けた損害の補償			
			22条の2第1項	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等			
			22条の2第2項	原状回復措置等をとろうとする場合における当該土地の所有者等への通知、意見聴取			
			22条の2第3項	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等をとる場合の措置			
			22条の2第5項	22条の2第1項による原状回復措置等に伴う損失の補償			
			22条の2第6項	22条の2第5項の損失の補償			
			23条1項	流水の占用許可((一級河川特定水利使用を除く)			
			24条1項	河川区域内の土地の占用許可(一級河川特定水利使用を除く)			
			25条1項	河川区域内の土地における土石、河川産出物の採取許可			
			26条1項	河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除却の許可(一級河川特定水利使用を除く)			
			26条3項	高規格堤防特別区域内の工作物の許可協議			
			26条4項、5項	特定樹林帯区域の指定及び変更、廃止するときの公示			
			27条1項	土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽、伐採の許可			
			27条5項	土地の形状変更、工作物の新築等の許可、95条の承認をしない区域の公示			
			27条6項	高規格堤防特別区域内の掘削切土の許可協議			
			28条1項	竹木の流送又は船若しくはいかだの通航の許可			
			29条1項	河川の流量等に支障をおよぼすおそれのある行為についての政令で定めるところによる			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			29条2項	二級河川について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限、許可			
		土木部 河川砂防管理室	30条1項	26条1項の許可に係る工作物の新築等の完成検査			
			30条2項	工作物の工事完成前における一部使用の承認(一級河川特定水利使用を除く)			
			31条1項	工作物の用途廃止の届出の受付(一級河川特定水利使用を除く)			
			31条2項	31条1項の届出があった場合の現状回復命令			
			33条3項	23条から27条までの許可を受けた者の地位承継の届出の受付			
			34条1項	23条から25条までの許可に基づく権利の承認			
			37条1項	26条1項の許可を受けた者の委託を受けた同工事の実施			
			38条1項	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者に対する通知			
			39条1項	関係河川使用者からの意見の申し出の受付			
			40条1項	申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用許可の要件			
			42条2項	水利使用の裁定			
			42条3項	水利使用者損失防止施設設置の裁定			
			42条4項	42条2項の裁定をしようとする場合の都道府県収用委員会の意見聴取			
			43条1項	水利使用の許可を受けた者の損失防止施設の設置の確認(一級河川特定水利使用を除く)			
			43条6項	43条2項により水利使用の許可を受けた者が補償金を供託した場合の届出の受付			
			44条1項	ダム設置による河川機能の減殺に対する従前の機能維持に関わる指示			
			46条1項	ダム設置者からのダム観測の結果及びダム操作状況の河川管理者への通報等の受付			
			47条1項	ダム設置者が操作を定め、又は変更しようとするときの承認			
			47条2項	47条1項の承認に関する県知事に対する意見聴取			
			47条4項	河川の状況の変化に伴う当該ダム操作規程の変更命令			
			49条1項	ダム設置者に対し、ダム操作の記録の提出の要求			
			50条2項	ダム管理主任技術者の選任の届出の受付			
		土木部 河川企画室 河川砂防管理室	51条	兼用工作物であるダムについての44条から50条までの規定の適用除外			
		土木部 河川砂防管理室	52条1項	二級河川におけるダム設置者に対する洪水調節のための指示			
			53条1項	渇水時における水利使用者間の水利使用の調整の協議に関する情報提供の努力			
			53条3項	水利使用の調整を行う必要がある場合における水利使用に関する斡旋又は調停			
			53条の2第1項	一級河川指定区間又は二級河川における渇水時における水利使用者間の水利使用の融通に関する承認			
			53条の2第2項	53条の2第1項の水利使用を行わなくなったときの届出の受付			
			53条の2第3項	水利使用が困難でなくなった場合等の承認の取り消し			
			54条1項	河川保全区域の指定			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			54条4項	河川保全区域を指定、変更、廃止しようとする ときの公示			
			55条1項	河川保全区域内における制限行為の許可			
			55条2項	河川保全区域内における許可等の地位承継 の届出の受付			
			56条1項	河川予定地の指定			
			56条3項	河川予定地の指定、変更、廃止するときの告 示			
			57条1項	河川予定地における制限行為の許可			
			57条2項	河川予定地の行為の制限により損害を受け た者に対する損失補償			
			57条3項	河川予定地において許可等の地位承継の届 出の受付			
			58条の2第1項	河川立体区域の指定			
			58条の2第2項	河川立体区域の指定、変更、廃止の公示			
			58条の3第1項	河川保全立体区域の指定			
			58条の3第4項	河川保全立体区域の指定、変更、廃止の公 示			
			58条の4第1項	河川保全立体区域内における制限行為の許 可			
			58条の4第2項	河川保全立体区域内における許可等の地位 承継の届出の受付			
			58条の5第1項	河川予定立体区域の指定			
			58条の5第3項	河川予定立体区域の指定、変更、廃止の公 示			
			58条の6第1項	河川予定立体区域内における制限行為の許 可			
			58条の6第2項	河川予定立体区域内の行為の制限により損 害を受けた者に対する損失補償			
			58条の6第3項	58条の6第2項の損失の協議等及び58条の6 第1項の許可を受けた者の地位を承継した者 の届出の受付			
			59条1項	二級河川の管理に係る費用の負担			
			60条2項	一級河川指定区間の改良工事に要する費用 についての国からの負担金の受領			
			61条1項	一級河川指定区間の修繕に要する費用につ いての国からの補助金の受領			
		河川砂防管理室 河川企画室	62条1項	二級河川の改良工事に要する費用の国から の負担金の受領			
		土木部 河川砂防管理室	63条3項	当該都府県以外が著しく利益を受ける場合の 当該利益を受ける都府県からの負担金の受 領			
			63条4項	63条3項の場合の当該利益を受ける都府県 知事との協議			
			65条1項	二級河川の二以上の都府県の境界に係る部 分に管理における分担金額等の協議			
			66条1項	兼用工作物の当該他の工作物の管理者との 管理に要する費用の負担の協議			
			67条1項	原因者へ負担金を負わせること			
			68条2項	68条1項の河川工事が他の工事又は他の行 為のために必要を生じたものである場合に おける原因者からの負担金として徴収			
			70条1項	河川工事により著しく利益を受ける者から の費用の一部の負担の徴収			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			70条2項	70条1項の負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法について条例で定めること			
			70条の2第1項	二以上の河川を連絡する工事等の費用等についての特別水利使用者からの負担金の徴収			
			70条の2第2項	70条の2第1項の工事を施行しようとするときの関係行政機関への協議等			
			70条の2第3項	70条の2第1項の負担金の徴収方法について条例で定めること			
			71条1項	負担金の額の通知及び納入手続き等			
			72条1項	負担金の収入			
			74条1項、2項	負担金を納期限までに納付しない者に対する督促及び督促状の発送			
			74条3項	負担金の納付の督促を受けた納付者が期限までに納付しない場合における滞納処分			
			74条5項	負担金の納付の督促を受けた納付者からの延滞金の徴収			
			75条1項、2項	河川法等により与えた許可又は承認の取り消し、原状回復命令等			
			75条3項	簡易代執行の実施及び公告			
			75条第4項	75条3項により除却した工作物の保管			
			75条5項	75条4項により工作物を保管したときの返還のための公示			
			75条6項	75条5項により保管した工作物の売却及び売却代金の保管(一級河川特定水利使用を除く)			
			75条7項	売却の買受人がない場合の廃棄処分(一級河川特定水利使用を除く)			
			75条8項	売却した代金の売却に要した費用への充当(一級河川特定水利使用を除く)			
			76条1項	監督処分よりの損失を受けた者に対する損害の補償			
			76条2項	76条1項による損失補償についての損失を受けた者との協議及び協議不成立の際の支払い			
			76条3項	75条2項5号により監督処分を行った場合における補償金を原因者に負担させること			
			77条1項	河川監理員を命じ、必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせること			
			78条1項	政令、県の条例により、許可若しくは承認を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査			
			79条1項	一級河川指定区間のうち令45条で定めるものを行うときの国土交通大臣への認可申請			
			79条2項	二級河川のうち、79条2項に該当する場合における国土交通大臣への協議			
			79条の2第1項	災害発生等における国土交通大臣からの指示の受諾			
		土木部 河川企画室	86条1項	河川審議会の設置及び事務			
			88条1項	87条により23条から27条までの許可を受けた者とみなされる者の届出の受付			
			89条1項	河川等の指定又は河川管理のため他人の占用する土地に立ち入ること			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			89条2項	河川等の指定又は河川管理のために他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合における通知			
			89条3項	河川等の指定又は河川管理のために宅地又さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする際の告知			
			89条6項	河川管理のために、特別の用途のない他人の土地を材料置き場として一時使用する場合の当該土地所有者等への告知及び意見聴取			
			89条8項	89条1項の規定による処分に伴う損失補償			
			89条9項	89条8項による損失の補償の協議及び支払い			
			90条1項	河川法、施行令、条例による許可又は承認への条件の付与			
			91条1項	一級河川指定区間又は二級河川における廃川敷地等の管理			
			92条1項	一級河川指定区間又は二級河川における廃川敷地等の交換			
			93条1項	二級河川に係る廃川敷地等の譲与の申請			
			94条1項	廃川敷地等の管理及び交換に要する費用の負担			
			95条1項	国が行う事業についての協議			
			99条1項	河川管理施設の維持又は操作事項等の関係地方公共団体への委託			
			109条1項	28条又は29条1項若しくは2項の規定に基づく条例への罰則の設置			
61	河川法施行令 【法令任意移譲】	土木部 河川砂防管理室	15条1項	一級河川指定区間又は二級河川における法25条に基づく河川の産出物の指定	政令指定都市	H17	
			15条2項	15条1項の指定、変更、廃止の公示			
			15条の4第1項	河川区域における掘削で許可を要しないもの			
			15条の4第2項	15条の4第1項の指定、変更、廃止の告示			
			16条の2第1項	閘門を通航する舟又はいかだの長さ、幅、喫水等の最高限度の閘門ごとの指定			
			16条の2第3項	一級河川指定区間における、通航制限水域、通航方法の指定			
			16条の2第4項	16条の2第3項により通航方法を指定するときの配慮			
			16条の2第5項	16条の2第1項又は3項の指定、変更、廃止の公示			
			16条の3第1項	竹木の流送の許可及び流送の水域、方法の指定			
			16条の3第2項	16条の3第1項の指定、変更、廃止の公示			
			16条の4第1項3号	自動車等の乗り入れ禁止するものを指定する			
			16条の4第2項	16条の4第1項3号の指定、変更、廃止の公示			
			16条の5第1項	汚水排出の届出の受付及び汚水排出量の指定			
			16条の5第2項	16条の5第1項の届出の変更、廃止の届出の受付			
			16条の5第3項	政令別表に掲げる認可等の処分、届出を受理した行政庁からの通報の受領			
			16条の5第4項	汚水排出量の指定、変更、廃止の公示			
			16条の6第1項	河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある時の行政機関等への通報			
			16条の6第2項	河川に汚水を排出する者に必要な措置を求めること			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			16条の8第1項	河川管理上支障がある行為のうちやむを得ない行為の指定			
			16条の8第2項	河川管理上支障がある行為のうちやむを得ない行為の指定、変更、廃止の公示			
			16条の9第3項	16条の2第1項及び16条の8第1項の許可を受けた者の承継届出の受付			
			16条の10第2項	河川の指定の際、現に施行令第16条の5第1項による届出を要する行為を行っている者の届出の受付			
			16条の11第1項	国が行う事業についての16条の3第1項及び16条の8第1項に係る協議			
			22条2項	裁定申請書の提出があった場合、裁定申請書の副本を相手方に送付し、意見書を提出する機会を与えること			
			22条4項	裁定申請者及び相手方への裁定書の送付及び所在不明の場合の公報掲載			
			34条1項	河川管理施設の敷地から五メートル以内の土地と異なる距離の指定			
			34条1項5号	河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認められる行為の指定			
			34条2項	令34条1項の指定、変更、廃止の公示			
			35条の2第1項5号	河川管理施設の保全上影響が少ないと認められる行為の指定			
			35条の2第2項	35条1項5号の指定、変更、廃止の公示			
			38条の3第2項	38条の3に掲げる協議等の内容を変更するときの関係行政機関への協議			
			38条の7第1項	法70条の2第1項の河川工事が廃止されたときの特別水利使用負担金の還付			
			39条の3第2項	法75条4項により保管した工作物の返還のための公示を令39条の3に規定する方法で公示			
			39条の4	工作物の価格の評価			
			39条の6第1項	法75条6項による保管した工作物の売却につき、一般競争入札により付そうとするときの公示			
			39条の6第2項	39条の6第1項により保管した工作物の売却につき、入札者の指定及び通知			
			39条の6第3項	39条の6第1項により保管した工作物の売却に伴う、随意契約の見積書の徴収			
			39条の7第1項	保管した工作物の所有者への返還のときに所有者の証明をさせ、受領書と引き換えに返還すること			
			49条1項	一級河川指定区間又は二級河川において廃川敷地等が生じたときの公示			
62	河川付帯工事の費用負担に関する事務取扱規則 【法令任意移譲】	土木部 河川砂防管理室	2条1項	付帯工事施行の場合の工作物の管理者への通知	政令指定都市	H17	
			4条1項	付帯工事計画の策定及び変更の際の工作物の管理者への通知			
			4条3項	費用を工作物の管理者に負担させようとするときの協定の締結			
			5条1項、3項	県知事への費用負担の申請及び変更申請の受付			
			5条2項、3項	負担すべき費用の額の算定及び工作物管理者への通知			
			6条1項	県の負担金の使用について必要な指示、検査をし、報告を求めること			
			8条1項	付帯工事費清算書の添付			
			9条1項	竣功検査の申請の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			9条2項	負担金額の確定、通知			
			10条1項	工作物の管理者に対する負担金の不交付、 停止、返還命令等の措置			
			11条1項	工作物の管理者からの返還金額の受領			
			11条3項	剰余が生じた場合の工作物管理者への費用 の返還			
63	静岡県河川管理条例 【法令任意移譲】	土木部 河川砂防管理室	2条1項	二級河川のうち舟又はいかだを通航させよう とする者からの届出の受付	政令指定都市	H17	
			3条1項	二級河川で河川の損傷等のおそれがある場 合の通航方法の指定			
			3条2項	通航方法を指定、変更、又は廃止するときの 公示			
64	水防法 【法令任意移譲】	土木部 土木防災室	3条の6第1項	水防連絡態勢の作成及び水防に係る情報収 集、連絡、対応	政令指定都市	H17	
			7条1項	水防計画書の作成			
			10条1項	洪水予報の周知			
			10条の2第1項	洪水予報河川の指定・運用			
			10条の2第2項	洪水予報河川の指定の気象庁長官への協議			
			10条の3第1項	水位の通報			
			10条の4第1項	浸水想定区域の指定			
			10条の4第3項	浸水想定区域の公表と市町村長への通知			
			10条の6第1項	水防警報の発表			
			10条の6第3項	水防警報の関係機関への通知			
			10条の6第4項	水防警報対象河川等の公示			
			22条1項	立退の指示			
			23条1項	知事の指示			
			35条1項	水防業務報告書作成、国への報告			
			35条2項	水防管理者に対する報告の指示			
65	土地区画整理法	都市住宅部 市街地整備室	21条4項	14条2項の認可(事業計画の決定に先立つ組 合の設立認可)の公告(事業規模が5ha未満 のものに限る。)	人口10万人 以上の市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
66	宅地造成等規制法	都市住宅部 建築安全推進室	8条1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	規制区域があ る人口4万人 以上の市	H18	【対象市町村】 伊東市 熱海市 【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			8条3項	8条1項の許可に係る条件の付与			
			10条1項	8条1項の申請に対する許可又は不許可の処 分			
			10条2項	10条1項の処分に係る文書による通知			
			11条	規制区域内での宅地造成工事に係る国又は 都道府県との協議			
			12条1項	工事完了の検査			
			12条2項	12条1項の検査に係る検査済証の交付			
			13条1項	8条1項の許可の取消し			
			13条2項	無許可工事等に係る工事の停止命令又は災 害防止措置の命令			
			13条3項	無許可工事により造成された宅地等の使用 禁止等又は災害防止措置の命令			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			13条4項	13条2項の工事停止命令をしようとする場合において、弁明の機会を付与せずに行う工事停止命令及び作業停止命令			
			13条5項	13条2項、3項の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及び公告			
			14条1項	規制区域指定の際に行われている工事の届出の受付			
			14条2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受付			
			14条3項	宅地への土地転用に係る届出の受付			
			15条2項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための勧告			
			16条1項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令			
			16条2項	16条1項の場合において宅地所有者等以外の行為によって災害発生のおそれが生じた等のときにおけるその者に対する改善命令			
			16条3項(13条5項を準用)	16条2項の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及び公告			
			17条1項	宅地造成工事の許可等に係る宅地の立入検査			
			18条	宅地造成工事の報告徴取			
67	宅地造成等規制法施行規則	都市住宅部 建築安全推進室	8条の2	法8条1項に適合していることを証する書面の交付	規制区域がある人口4万人以上の市	H18	【対象市町村】 伊東市 熱海市 【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
68	都市計画法 (26条、27条及び3章 (1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室	26条1項	測量・調査のための土地の試掘等の許可	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市 【特例条例により 移譲済み】 全市
			27条2項	26条1項の許可証の発行			
			52条の2第1	市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可			
			52条の2第2項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて52条の2第1項の許可に代わる当該国との協議			
			53条1項	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可			
			53条2項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて53条1項の許可に代わる当該国との協議			
			55条1項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			55条2項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			55条3項	55条2項により55条1項の指定の申出をした者を土地の買取りの申出を受ける相手方とする旨等の決定			
			55条4項	55条1項の指定等に係る公告			
			56条1項	事業予定地内の土地の所有者の申出による当該土地の買取り			
			56条2項	土地の買取りの意向の有無の通知			
			56条3項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			56条4項	56条1項により買取った土地の管理			
			57条1項	土地の先買いに係る公告及び事業予定地内における土地の有償譲渡の制限(57条2項、57条3項)について周知させるための措置			
			57条2項	事業予定地内における土地の有償譲渡の相手方等に関する届出の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			57条3項	57条2項の届出に係る土地の買取りの通知			
			57条4項	57条2項の届出に係る土地を買取らない旨の通知			
			57条5項(56条4の準用)	57条3項により買取った土地の管理			
			57条の3第1項(52条の2第1項を準用)	施行予定者が定められている都市計画施設等の区域内における建築等の許可			
			57条の3第1項(52条の2第2項を準用)	国が行う行為に係るものについて57条の3第1項の許可に代わる当該国との協議			
			65条1項	都市計画事業地内の建築等の許可			
			65条2項	65条1項の許可に当たっての施行者の意見聴取			
			65条3項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて法65条の許可に代わる当該国との協議の当該国と			
			7条	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可に係る条件の付加			
			80条1項	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
			81条1項	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可の取消し等の監督処分			
			81条2項	監督処分の相手方が確知できないときの措置及び公告			
			81条3項	監督処分に係る公示			
			82条1項	監督処分に当たっての立入検査			
	(3章1節(開発許可)関係)	都市住宅部 土地対策室	29条1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	人口4万人以上の市	H16 ~ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			29条2項	都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可			【特例条例により 移譲済み】 三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市 御殿場市
			30条1項	開発行為許可申請書の受付			【その他】 段階的に移譲
			34条9号	土地等に関する権利の届出の受付			
			34条10号	市街化調整区域内の開発許可に係る開発審査会への付議			
			35条1項	開発許可の申請に対する許可又は不許可の処分			
			35条2項	35条1項の処分の文書による通知			
			35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)			
			35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受付			
			35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受付			
			35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等			
			36条1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受付			
			36条2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付			
			36条3項	開発行為に関する工事の完了公告			
			37条1項	開発区域内の土地における工事完了の公告前における建築等の制限の解除			
			38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受付			
			41条1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定			
			41条2項	41条1項の制限を解除する許可			
			42条1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築等の許可			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			42条2項	国が行う行為に係るものについて42条1項の許可に代わる当該国の機関との協議			
			43条1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可			
			43条1項6号口	既存宅地の確認			
			45条	開発行為許可の地位の承継の承認			
			46条	開発登録簿の調製・保管			
			47条1項	開発登録簿への登録			
			47条2項	36条の完了検査に係る開発登録簿への附記			
			47条3項	41条2項の許可等に係る開発登録簿への附記			
			47条4項	81条1項の処分に係る開発登録簿の修正			
			47条5項	開発登録簿の縦覧等			
			79条	29条1項、2項の許可等に係る条件の付加			
			80条1項	29条1項、2項の許可等を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
			81条1項	29条1項、2項の許可等の取消し等の監督処分			
			81条2項	監督処分の相手方が確知できないときの措置及び公告			
			81条3項	監督処分に係る公示			
			82条1項	監督処分に当たっての立入検査			
69	都市計画法施行令 (法26条、27条及び法3章(1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室ほか	42条2項(法57条1項の公告)	土地建物等の先買い等に関する公告の内容等の掲示	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			42条3項	法81条2項の公告に係る掲示			【特例条例により移譲済み】 全市
	(法3章1節(開発許可)関係)		36条1項3号ホ	開発審査会への付議	人口4万人以上の市	H16 ~ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			42条3項	法81条2項の公告に係る掲示			【その他】 段階的に移譲
70	都市計画法施行規則 (法26条、27条及び法3章(1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室ほか	40条1項	法55条4項の公告の方法の決定	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			60条	法53条1項の規定に適合していることを証する書面の交付			【特例条例により移譲済み】 全市
	(法3章1節(開発許可)関係)		31条	法36条3項の完了公告の方法の決定	人口4万人以上の市	H16 ~ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			37条	登録簿の閉鎖			【特例条例により移譲済み】 三島市 富士宮市
			38条1項	登録簿の閲覧所の設置			
			38条2項	登録簿の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			60条	法29条1項等の規定に適合していることを証する書面の交付			焼津市 藤枝市 御殿場市 【その他】 段階的に移譲
71	都市再開発法 (1章の3(市街地再開発促進区域)、98条等(土地等の引渡し等)、7章(再開発事業の計画の認定)関係)	都市住宅部 市街地整備室	7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築の許可	全市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			7条の5第1項	7条の4第1項の違反行為に対する措置命令			
			7条の5第2項	7条の5第1項の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及び公告			
			7条の6第1項	土地買取りの申出の相手方として定めるべきことの申出の受付			
			7条の6第2項	土地買取りの申出の相手方の決定及び公告			
			7条の6第3項	土地買取りの申出の受付及び買取り			
			7条の6第4項	7条の6第3項の申出に係る土地の買取りの意向の有無の通知			
			7条の6第5項	7条の6第2項の公告に係る者からの土地の買取りをしない旨の通知の受付			
			7条の7第1項	7の6第3項により買い取った土地の賃貸又は譲渡			
			7条の7第2項	7条の7第1項の賃貸又は譲渡に係る条件の付与			
			7条の7第3項	7条の7第2項の条件違反の場合における契約の解除			
			7条の7第4項	7条の6第3項により買い取った土地の管理			
			98条2項	第一種市街地再開発事業に係る土地等の引渡し等の義務不履行等の場合における施行者の請求に基づいて行う代執行			
			98条3項	98条2項の代執行に係る通知及び97条1項の補償金の受領			
			118条の27第2項 (98条2項の準用)	第二種市街地再開発事業に係る土地等の引渡し等の義務不履行等の場合における施行者の請求に基づいて行う代執行			
			129条の2第1項、 129条の3	再開発事業計画の認定			
			129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定			
			129条の6	認定事業者に対する報告の要求			
			129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認			
			129条の8	再開発事業を実施していない場合の改善命令			
			129条の9第1項	再開発事業計画の認定の取消し			
	(個人、組合、再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等関係)	都市住宅部 市街地整備室	7条の9第1項	個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可	政令指定都市	H17	
			7条の15第1項	9条1項の認可に係る公告及び図書の送付			
			7条の16第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可			
			7条の16第2項(7条の15第1項の準用)	7条の16第1項の認可に係る公告及び図書の送付			
			7条の17第4項	一人施行から数人施行への変更に係る規約の認可			
			7条の17第7項	個人施行者の一般承継等に係る届出の受付			
			7条の17第8項	7条の17第4項の認可又は7条の17第7項の届出に係る公告			
			7条の19第1項	個人施行者の審査委員の選任の承認			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			7条の20第1項	個人施行者の事業の終了の認可			
			7条の20第2項(7条 の15第1項の準用)	7条の20第1項の認可に係る公告			
			11条1項	事業計画の定めがある組合の設立の認可			
			11条2項	事業計画の定めがない組合の設立の認可			
			11条3項	11条2項の認可に係る組合の事業計画の認可			
			16条1項	組合の事業計画の縦覧の要請			
			16条2項	16条1項の事業計画に対する意見書の受付			
			16条3項	16条2項の意見書の審査及び修正の命令又は不採択の通知			
			16条5項	16条3項の修正命令に基づく事業計画の修正の申告の受付及び修正事業計画に係る16条の手続(事業計画の縦覧、意見書の受付、意見書の審査、修正命令又は不採択通知、事業計画修正の申告の受付)			
			19条1項	16条1項、3項の認可に係る公告及び図書の送付			
			19条2項	11条2項の認可に係る公告及び図書の送付			
			28条1項	組合の理事長の氏名、住所の届出の受付			
			28条2項	法28条の届出に係る公告			
			38条1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可			
			38条2項(16条1項 の準用)	変更事業計画の市町村長による縦覧の要請			
			38条2項(16条2項 の準用)	変更事業計画に係る意見書の受付			
			38条2項(16条3項 の準用)	意見書の審査及び変更事業計画の修正の命令又は不採択の通知			
			38条2項(16条5項 の準用)	変更事業計画の修正の申告の受付及び修正事業計画に係る16条の手続(事業計画の縦覧、意見書の受付、意見書の審査、修正命令又は不採択通知、事業計画修正の申告の受付)			
			38条2項(19条1項 の準用)	11条1項、3項の認可に係る組合の38条1項の認可(定款又は事業計画)に係る公告及び図書の送付			
			38条2項(19条2項 の準用)	11条2項の認可に係る組合の38条1項の認可(定款又は事業基本方針)に係る公告及び図書の送付			
			45条4項	組合の解散の認可			
			45条6項	組合の設立の認可の取消し、解散の認可の公告			
			49条	清算に係る決算報告書の承認			
			50条の2第1項	再開発会社の規準及び事業計画の認可			
			50条の6(16条1項 の準用)	規準及び事業計画の市町村長による縦覧の要請			
			50条の6(16条2項 の準用)	事業計画に係る意見書の受付			
			50条の6(16条3項 の準用)	意見書の審査及び事業計画の修正の命令又は不採択の通知			
			50条の6(16条5項 の準用)	事業計画の修正の申告の受付及び修正事業計画に係る16条の手続(事業計画の縦覧、意見書の受付、意見書の審査、修正命令又は不採択通知、事業計画修正の申告の受付)			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			50条の8第1項	50条の2第1項の認可に係る公告及び図書の送付			
			50条の9第1項	再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可			
			50条の9第2項(16条1項の準用)	変更規準及び変更事業計画の市町村長による縦覧の要請			
			50条の9第2項(16条2項の準用)	変更事業計画に係る意見書の受付			
			50条の9第2項(16条3項の準用)	意見書の審査及び変更事業計画の修正の命令又は不採択の通知			
			50条の9第2項(16条5項の準用)	変更事業計画の修正の申告の受付及び修正事業計画に係る16条の手続(事業計画の縦覧、意見書の受付、意見書の審査、修正命令又は不採択通知、事業計画修正の申告の受付)			
			50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割、又は事業の譲渡及び譲受の認可			
			50条の12第2項(50条の8第1項の準用)	50条の12第1項の認可に係る公告及び図書の送付			
			50条の14第1項	再開発会社の審査委員の選任の承認			
			50条の15第1項	再開発会社の事業の終了の認可			
			50条の15第2項(50条の8第1項の準用)	50条の15 の認可に係る公告			
			60条第2項(60条1項の準用)	施行認可等の公告後における他人の占有する土地等への立入りに係る許可			
			62条1項	60条2項の許可に係る許可証の発行			
			72条1項	第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の認可			
			72条4項(72条1項の準用)	権利変換計画の変更の認可			
			99条の3第3項	第一種市街地再開発事業に係る特定建築者の決定に係る承認			
			99条の8第5項(99条の3第3項の準用)	特定建築者の決定の取消しに係る承認			
			99条の8第5項(98条2項の準用)	特定建築者等の土地等の引渡し等の義務不履行等の場合における施行者の請求に基づいて行う代執行			
			112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行の開始の決定			
			113条	112条の決定に係る公告			
			114条	事業代行者となること			
			117条1項	事業代行終了の公告			
			118条の6第1項	第二種市街地再開発事業に係る管理処分計画の認可			
			118条の6第3項(118条の6第1項の準用)	管理処分計画の変更の認可			
			118条の28第2項(99条の3第3項の準用)	第二種市街地再開発事業に係る特定建築者の決定の承認			
			118条の28第2項(99条の8第5項の準用)	特定建築者の決定の取消しの承認			
			118条の28第2項(99条の8第5項の準用)	特定建築者等の土地等の引渡し等の義務不履行等の場合における施行者の請求に基づいて行う代執行			
			118条の30代1項	再開発会社施行の第二種市街地再開発事業に係る事業代行の開始の決定			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			118条の30第2項 (113条の準用)	事業代行開始決定に係る公告			
			118条の30第2項 (114条の準用)	事業代行者となること			
			118条の30第2項 (117条1項の準用)	事業代行終了の公告			
			124条2項	個人、組合、再開発会社に対する措置命令			
			124条の2第1項	個人施行の事業及び会計の状況の検査並びに措置命令			
			124条の2第2項	個人施行に係る施行認可の取消し			
			124条の2第3項	124条の2第2項の認可取消しに係る公告			
			125条1項	法違反等に係る組合施行の事業及び会計の状況の検査			
			125条2項	組合員の請求に基づく組合施行の事業及び会計の状況の検査			
			125条3項	125条1項、2項の検査に基づく措置命令			
			125条4項	125条3項の命令不服従に係る組合設立認可の取消し			
			125条5項	組合員の申出等に基づく総会等の招集			
			125条6項	組合員の申出等に基づく理事等の解任投票の実施			
			125条7項	組合員の請求に基づく議決、選挙、当選、解任の投票の取消し			
			125条の2第1項	法違反等に係る再開発会社の検査			
			125条の2第2項	宅地の所有者等の請求に基づく再開発会社の検査			
			125条の2第3項	125条の2第1項、2項の検査に基づく措置命令			
			125条の2第4項	125条の2第3項の命令不服従に係る施行認可の取消し			
			125条の2第5項	125条の2第4項の認可の取消しに係る公告			
			128条1項	組合、再開発会社がした処分の不服申立ての裁決			
			133条1項	管理規約の認可			
72	都市再開発法施行令 (個人、組合、再開 発会社施行の市街地 再開発事業の認可等 関係)	都市住宅部 市街地整備室	4条の2第3項	審査委員の解任の承認	政令指定都市	H17	
			18条2項	解任投票所等の公告			
			18条3項	解任投票を管理する職員の指名			
			18条3項(13条4項 の準用)	法人の指定する者等の投票権限を証する書面の提出の受付			
			18条3項(13条8項 の準用)	明らかに本人でないと思われる者の投票の拒否			
			18条3項(13条9項 の準用)	投票拒否に係る立会人からの意見聴取			
			18条3項(13条9項 の準用)	立会人の選任及び解任請求代表者の立会人の届出の受付			
			18条3項(13条10項 の準用)	有効投票数の計算			
			18条3項(13条11項 の準用)	立会人の意見を聴いて行う投票の効力の決定			
			18条3項(14条1項 の準用)	解任投票の結果の公告			
			18条3項(15条1項 の準用)	解任投票録の作成			
			18条3項(15条2項 の準用)	解任投票録の保存			
			18条3項(16条1項 の準用)	解任投票に対する異議の申出の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			18条3項(16条2項の準用)	異議に対する決定、決定書の交付及び公告			
			18条3項(16条3項の準用)	投票規定違反の異議申出に係る解任投票の無効の決定			
			18条3項(16条4項の準用)	投票結果効力の異議申出に係る解任投票の無効の決定			
			49条	法133条1項の申請に係る意見書の要旨の受付			
			52条2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物の特例の認定			
73	都市再開発法施行規則 (法1章の3(市街地再開発促進区域)関係)	都市住宅部 市街地整備室	1条の5第1項	法7条の6第2項の公告の方法の決定	全市	H17	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市 特例市
			39条5項	法7条の5第2項等の公告の内容の掲示			
	(個人、組合、再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等関係)		39条2項	法7条の15第1項等の公告の内容及び図面の掲示	政令指定都市	H17	
			39条3項	法7条の16第2項において準用する法7条の15第1項等の公告の内容の掲示			
			39条5項	法7条の17第8項等の公告の内容の掲示			
74	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	都市住宅部 都市計画室	21条1項、2項	拠点整備促進区域内の建築行為等の許可	区域内の全市町村	H18	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市 特例市
			21条5項	21条の許可に係る条件の付与			
			21条6項	21条1項の規定に違反した者等に対する措置命令			[特例条例により移譲済み] 三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市
			21条7項	21条6項の命令を受けるべき者が確知できないときの措置及び公告			
			22条1項	拠点整備促進区域内の土地の買取りの相手方となる旨の申出の受付			
			22条2項	22条1項の申出に基づき土地の買取りの相手方を定めるときの公告			
			22条3項	拠点整備促進区域内の土地の所有者からの申出による土地の買取り			
			22条4項	22条3項の申出に対する買取りの意思の有無の通知			
			22条5項	22条2項の公告をされた者が22条4項において土地を買取らない旨の通知をしたときにおけるその旨の通知の受付			
			22条6項	22条3項により買取った土地の有効利用に関する努力			
75	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	都市住宅部 住まいづくり室	2条1項、3条	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	特例市 人口10万人以上の市	H17	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市
			5条1項	供給計画の変更の認定			
			8条	認定事業者に対する報告の徴収			
			9条	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認			
			10条	認定事業者に対する住宅の建設・管理に係る改善命令			
			11条1項	認定事業者が10条の命令に違反した場合の認定の取消し			
76	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	都市住宅部 住まいづくり室	1条3号	給与所得者が就職後1年を経過しない場合等における所得の認定	特例市 人口10万人以上の市	H17	[法定移譲済み] 政令指定都市 中核市
			7条1号	所得基準超の者のうち居住の安定を図る必要がある者に係る所得基準の決定			
			7条2号	所得基準未達の者のうち居住の安定を図る必要がある者に係る所得基準の決定			
			7条3号	災害等の特別な事情がある場合における入居が適当である者の認定及びその者に係る所得基準の決定			
			7条4号	特定中心市街地の区域内の同居親族がいない入居者の居住用賃貸住宅に係る入居基準の決定			
			9条2項	入居者の公募方法の決定			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			11条	一般賃貸人に係る入居者選定基準の決定及び対象戸数の決定			
			15条1号	管理業務者の能力に関する基準の決定			
			16条	住宅の管理期間の特例の決定			
77	静岡県風致地区条例	都市住宅部 公園緑地室	2条1項	建築物等の新築等の行為の許可	10ha以上の風 致地区がある 人口4万人以上 の市	H18	【対象市町村】 熱海市 【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			2条3項	国等の機関等の行為に係る協議			
			3条	2条の適用除外となる行為に係る通知の受付			
			6条の2第1項	2条1項の許可の変更の許可			
			8条1項	許可に係る土地への立入検査			
			9条1項	条例違反者等に係る監督処分			
			9条2項	9条1項の命令の相手方を確知できない場合の措置及び公告			
78	静岡県風致地区条例 施行規則	都市住宅部 公園緑地室	7条	風致地区内行為承継届の受付	10ha以上の風 致地区がある 人口4万人以上 の市	H18	【対象市町村】 熱海市 【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			8条1項	風致地区内行為完了(中止)届の受付			
			9条	許可を受けた者の住所氏名変更届の受付			
79	被災市街地復興特別 措置法	都市住宅部 都市計画室	7条1項、2項	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	都市計画区域 のある市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市 【特例条例により 移譲済み】 三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市
			7条4項	7条1項の許可に必要な条件の付加			
			7条5項	7条1項の規定に違反した者に対する措置命令			
			7条8項	7条5項の措置を命ずる者が確知できない場合の措置及び公告			
			8条1項	被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの相手方として定めるべき旨の申出の受付			
			8条2項	8条1項の申出に基づき土地の買取りの相手方を定めるときの公告			
			8条3項	土地所有者からの申出による土地の買取り			
			8条4項	8条3項の申出に対する土地買取り意思の有無の通知			
			8条5項	8条2項の公告をされた者が8条4項において土地を買い取らない旨通知したときのその旨の通知の受付			
			8条8項	8条3項により買取った土地の有効利用に関する努力			
80	高齢者の居住の安定 確保に関する法律	都市住宅部 住まいづくり室	30条1項(31条)	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	特例市 人口10万人 以上の市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			32条	供給計画の認定の通知			
			33条1項	供給計画の変更の認定			
			33条2項(32条の準用)	供給計画の変更の認定の通知			
			36条1項	目的外使用の承認			
			37条	認定事業者に対する報告の徴収			
			38条	認定事業者の地位の承継の承認			
			39条	認定事業者への改善命令			
			40条1項	供給計画の認定の取消し			
			40条2項(32条の準用)	供給計画の認定の取消しの通知			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
81	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	都市住宅部 住まいづくり室	14条2号	防火上及び避難上支障ないことの認定	特例市 人口10万人以上の市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市
			15条	住宅の管理期間について定めること			
			16条2号口	特別の事情により同居させることが必要であることの認定			
			18条2項	入居者の募集方法について定めること			
			20条	入居者の選定の特例について定めること			
			25条	管理業務の基準を定めること			
			34条	家賃の減額に要する費用に係る補助対象者の所得基準について定めること			
82	高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	都市住宅部 建築確認検査室	6条1項、3項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る認定申請に係る申請書の受付<経由>	全市町村(特定行政庁及び限定特定行政庁(限定特定行政庁の権限に属するものに限る)を除く)	H16	【法定移譲済み(認定事務)】 特定行政庁 限定特定行政庁(限定特定行政庁の権限に属するものに限る)
			7条1項、2項	6条の認定を受けた計画の変更の認定申請に係る申請書の受付<経由>			
83	建築基準法 建築基準法施行令 建築基準法施行規則	都市住宅部 建築安全推進室	法97条の2 令148条	建築基準法施行令148条に列挙された事務	H16以降、新たに限定特定行政庁になる市町村	H16 ~ H17	【対象市町村】 H16 伊東市 H17 掛川市 島田市 【特定行政庁義務設置済み】 人口25万人以上の市 【特定行政庁任意設置済み】 沼津市、富士市 【限定特定行政庁任意設置済み】 三島市、富士宮市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、浜北市
84	静岡県地震対策推進条例	都市住宅部 建築安全推進室	15条3項	既存建築物の耐震診断等に係る指導及び助言	H14以降、新たに限定特定行政庁になる市町村	H16 ~ H17	【対象市町村】 H16 御殿場市 磐田市 浜北市 伊東市 H17 掛川市 島田市 【特例条例により移譲済み】 特定行政庁 限定特定行政庁(三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市に限る)
			15条4項	既存建築物の耐震診断等に係る指示			
			16条3項	落下対象物の耐震改修に係る指導及び助言			
			16条4項	落下対象物の耐震改修に係る指示			
			17条4項	ブロック塀等の耐震改修に係る指導及び助言			
			17条5項	ブロック塀等の耐震改修に指示			
			37条1項	資料の提出及び報告の要求並びに立入調査及び質問			
85	静岡県土採取等規制条例	都市住宅部 土地対策室	3条1項	土の採取等の計画の届出の受付	政令指定都市 中核市 特例市	H17 H17 H18	土採取等面積が1ha以上のもの
			3条3項	非常災害のための緊急の土の採取等の計画の届出の受付			
			4条1項	3条1項の届出に係る氏名等の変更の届出の受付			
			4条2項	3条1項の届出に係る土の採取等を行う場所等の変更の届出の受付			
			5条	土の採取等の計画の変更の勧告			
			6条	5条の勧告に従わない者等に対する措置命令			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			7条1項	6条の命令に従わない者等に対する土の採取等の停止命令			
			7条2項	3条1項の届出をしない者等に対する土の採取等の停止命令			
			8条	土の採取等の完了又は廃止の届出の受付			
			9条	土の採取等を完了又は廃止した跡地に係る措置命令			
			10条	土の採取等を完了又は廃止した跡地に係る措置の勧告			
			11条2項	3条1項の届出等をした者の地位の承継の届出の受付			
			13条1項	土の採取等の状況等についての報告の要求			
			13条2項	立入検査及び質問			
86	静岡県土採取等規制 条例施行規則	都市住宅部 土地対策室	9条	条例3条1項等の届出の受付に係る受理書の交付	政令指定都市 中核市 特例市	H17 H17 H18	土採取等面積が 1ha以上のもの
87	文化財保護法	教育委員会 文化課	44条	重要文化財の輸出許可の申請書の受付	全市町村	H18	
88	学校教育法	教育委員会 教育総務課	82条の8	公立専修学校(政令市立に限る。)の設置廃止(課程の設置廃止を含む。)設置者の変更及び目的の変更に係る認可	政令指定都市	H18	
			82条の9	公立専修学校(政令市立に限る。)の名称、位置、学則の変更、その他政令で定める場合に該当するときの届出の受付			

<参考>

県において当面継続していく主な事務

第3次権限移譲推進計画の検討に伴い、現在、県の行っている法令等に基づく事務のうち、広域的、戦略的観点から県が継続的に実施する事務を整理し、そのうちの主要なものを下表に示した。

分野	区分	関係部局	具体的な事務	根拠法令等
広域的、総合的な社会基盤の整備	大規模・広域的な社会資本整備	企画部	静岡空港の建設	空港整備法
		土木部	港湾の管理（特定重要港湾等）	港湾法
		都市住宅部	広域的な都市計画事業の施行	都市計画法
			流域下水道の整備・維持管理	下水道法
		都市計画区域の指定・変更	都市計画法	
	企業局	広域的な水道事業（用水供給）の運営	水道法、地方公営企業法	
	広域的な県土保全	企画部	県土地利用計画の推進	国土利用計画法
		環境森林部	地域森林計画の策定	森林法
			保安林の指定・解除、指定施業要件の変更	
	土木部	複数市町村にまたがる河川の管理	河川法	
新たな産業の育成	産業の高度化と人材育成	生活・文化部	外客来訪促進計画の策定	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律
		環境森林部	林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定	林業労働力の確保の促進に関する法律
		商工労働部	特定中小企業集積活性化計画の策定	特定産業の活性化に関する臨時措置法
			県商工会連合会に関する設立・定款変更等の認可	商工会法
			地方職業能力開発実施計画の策定 職業訓練指導員試験の実施・免許証の交付、技能検定の実施	職業能力開発促進法
		農業水産部	農業関係試験研究機関の運営	農業改良助長法
			病虫害の発生予察	植物防疫法
			卸売市場計画の策定	卸売市場法
			BSE等家畜伝染病の予防と検査	家畜伝染病予防法
		環境の保全と創造	環境の共通の基盤づくり	環境森林部
公害紛争のあっせん、調停、仲裁	公害紛争処理法			
フロン回収業者の登録	フロン回収破壊法			
鳥獣保護事業計画の策定	鳥獣保護法			
環境森林関係試験研究の実施	県環境基本条例			
高度な文化の醸成と専門教育	文化・芸術の振興	生活・文化部	舞台芸術の振興	静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例
			浙江省との交流	静岡県浙江省友好提携協定書
	高度教育學術機能の充実	企画部	県立大学の運営	県立大学の設置及び管理に関する条例
		教育委員会	県立学校及び県立の中学校の設置及び廃止並びに改善、整備、学校運営	地方教育行政の組織及び運営に関する法律

			教職員の給与、勤務の決定	国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
			教育職員の免許	教育職員免許法
			文化施設の整備、文化財の保存管理等	文化財保護法
広域的な医療提供体制の整備	高度専門医療の充実	病院局	県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の運営	県立病院事業の設置等に関する条例
		がんセンター局	県立静岡がんセンターの運営	静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例
	先駆的な医療体制の整備・へき地医療の充実	健康福祉部	地域保健医療計画の推進	医療法
広域的な地域振興・調整機能の発揮	過疎、山村、半島地域等の支援	総務部	過疎地域自立促進計画の策定	過疎地域自立促進特別措置法
		企画部	半島振興計画の推進	半島振興法
			離島振興計画の推進	離島振興法
	農業水産部	基盤整備基本方針の策定	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	
	広域的な調整・監督機能	総務部	広域行政の推進	地方自治法
		企画部	地域交通計画の推進	
			振興拠点地域基本構想の策定	多極分散型国土形成促進法
			地方拠点都市地域の指定	地方拠点都市整備促進法
			三遠南信地域、山静神地域の交流	
		生活・文化部	広域的なNPO等の支援	
		商工労働部	貸金業の指導・監督	貸金業の規制等に関する法律
			地域雇用開発計画の策定	地域雇用開発促進法
		農業水産部	漁業調整に係る許認可	漁業法、水産資源法
			安定的な農業用水確保のための水利調整	河川法
	都市住宅部	市町村施行の都市計画事業の施行認可等	都市計画法	
		市町村公共下水道の事業計画の認可	下水道法	
宅地建物取引業の免許、指導・監督		宅地建物取引業法		
不動産鑑定業の登録、指導・監督		不動産の鑑定評価に関する法律		
		土地取引に係る規制区域の指定及び土地取引の許可	国土利用計画法	
防災及び危機管理体制の充実	災害に強い地域づくり	防災局	地震災害警戒本部の運営	大規模地震対策特別措置法
			災害対策本部の運営	災害対策基本法
			自衛隊の災害派遣要請	自衛隊法
	健康福祉部	広域災害医療体制の整備		